

江別市総合社会福祉センターの 「使用料」が変わります

令和8年
4月1日～

福祉センター使用料は、平成24年10月1日の改正以降見直しを行っていませんでしたが、社会経済状況や施設の運営環境を考慮し、市民負担と施設運営のバランスを適正化するために、使用料の改定を行います。

福祉センターご利用の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■改定の内容

- ①使用料を全面改定します。
- ②「過半数以上が満65歳以上の者で構成されている団体」の減免率を10割から9割に変更します。
- ③「過半数以上が満65歳以上の者で構成されている団体」のうち、社協第4種会員に加入し、会費額3,000円(年額)以上納入いただいた団体は上記②に関わらず減免率10割とします。

■改定の適用 令和8年4月1日以降の利用

新料金表

区分 室名	【午前】 午前9時 ～正午	【午後】 午後1時 ～午後5時	【夜間】 午後6時 ～午後9時	【全日】 午前9時 ～午後9時
ボランティア 団体連絡会・ 福祉団体共用室	700	900	1,000	2,600
2階小会議室	400	600	600	1,600
会議室2号	1,100	1,400	1,500	4,000
会議室3号	600	800	900	2,300
会議室4号	600	800	900	2,300
研修室	3,200	4,200	4,300	11,700
大広間	3,300	4,300	4,400	12,000
趣味の間	600	800	900	2,300
憩いの間	600	800	900	2,300
調理実習室	300	400	500	1,200

新減免区分表

対象団体等	減免率	
社会福祉協議会登録団体(第3種会員) 及びボランティアセンター登録団体	10割	
社会福祉施設	10割	
住民組織の団体	10割	
福祉行政機関又は保健行政機関	10割	
過半数以上が満65 歳以上の者で構成さ れている団体	一般団体	9割
	江別市社会福祉 協議会の第4種 会員で会費額 3,000円以上 の団体	10割
社会福祉教育行政機関又は関係団体	5割	

お問い合わせ
総務係 (011-385-1234)